2011年4月
改定版

ジェイアイの
海外旅行保険

OVERSEAS
TRAVEL
INSURANCE

引受保険会社

海外旅行保険 加入のおすすめ

ご旅行中の、
考えてもみなかったアクシデントへの備えとして!!

❶お申込の際には、本リーフレットに掲載されている「重要事項説明書」「ご契約内容確認事項(意向確認事項)」「個人情報の取扱説明書」を必ずお読みください。

❷この保険の対象となる被保険者(旅行者)は、日本国内に住所を有する方で、かつ次の方に限りますのでご注意ください。

(1)お申込みになる方本人

(2)お申込みになる方本人のお子様(20歳未満)

(注)死亡保険金受取人は、被保険者の法定相続人となります。(日本国籍をお持ちでない方は、死亡保険金お支払い時において法定相続人の確定が困難なため、お申込いただけません)。また、以下に該当される場合にはご契約いただけません。

※永住を目的に日本国外に居住される方

※帰国予定のない方

※海外の現地企業に就職される方

❸保険の対象となる被保険者(旅行者)の年齢によるご契約が可能な保険金額は次の通りです。

(1)20歳未満の方は、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額の上限は、他の傷害保険契約(注)等との合算で1,000万円までとなります。

(注)20歳未満の方がご契約いただくタイプにつきましては、自動販売機の画面上でご案内いたしますのでご確認ください。

(2)20歳以上の方は、傷害死亡保険金額の上限は他の傷害保険契約(注)等との合算で5,000万円までとなります。

(注)普通傷害保険、家族傷害保険、海外旅行保険、旅行総合保険等をいいます。(生命保険、簡易保険、20歳以上の方のクレジットカードにセットされている海外旅行傷害保険等は除きます。)

❹この保険は31日以内(延長期間を含めます)の観光、商用または短期留学のご旅行につきお申込いただけます。

❺ご旅行中に次の危険なスポーツをされる場合にはお申込みいただく事ができません。

○ピッケル、アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、ハンググライダー搭乗、スカイダイビング、その他これらに準ずる危険な運動

○自動車、オートバイ、モーターボート、ゴーカート、スノーモービル等による競技、競争、興行、試運転

❻ご旅行中に次の危険な職務に従事される場合お申込いただく事ができません。

○オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含む。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含む。)、格闘家(プロボクサー、プロレスラー、力士等)、ローラーゲーム選手(レフリーを含む。)、その他これらに準ずる危険な職業·職務または危険を有する者

❼旅行出発前に発病した病気の疾病治療費用のお支払いはできません。

❽置き忘れ·紛失の携行品損害はお支払いできません。

❾過去3年間に同種の保険契約(注)等の保険金(5万円以上)を請求または受領したことがある場合にはお申込みいただく事ができません。

(注)普通傷害保険、家族傷害保険、海外旅行保険、旅行総合保険等をいいます。

自動販売機によるお申込み手順

ご契約のしおり(しおりBOX内)をご参照の上、以下の手順によりお申込みください。

質問にお答えください → 次の項目を入力します(帰宅日、旅行先、氏名、年齢、性別、電話番号、契約タイプ、住所など) → お申込み内容の確認 → 保険料のお支払い(現金(紙幣のみ)またはクレジットカードでのお支払いとなります。(機種により現金がお取扱いできない場合があります)) → 契約証発行 → 忘れずにご契約のしおりをしおりBOXよりお取りください → 以上でお申込み手続き完了

お客様が旅行先でお困りになったりトラブルに巻き込まれた時に、
必要となるのは現地における**事故対応サービス**です。

ジェイアイのサービスはここが違います!

海外主要55都市をカバーする Jiデスクでの現地トラブル対応!

現地の事情に精通した担当者が日本語で事故・トラブルの相談を受付いたしますので安心です。

各種トラブル時のご相談例

トラブル時の各種ご相談受付

パスポート等の盗難時の手続きのご案内

移送機関の手配

ご家族への連絡

医師・病院の案内・予約

病院等への支払い保証

通訳の手配

救援者の渡航・ホテルの手配

捜索・救援機関の紹介・手配

(注) 2013年1月現在における主要各保険会社のガイドブックまたはホームページで表記されている海外旅行保険加入のお客様用日本語対応デスク数の比較による。

ご帰国後のスーツケース引取り・修理・お届けサービス!

スーツケース破損時は、ご自宅まで宅配業者がお引取りにうかがいます。修理会社に持参するお手間もかかりません。提携する修理会社での修理後は、宅配業者からご自宅にお届けいたします。

(注) ご契約タイプに携行品損害がセットされている場合

海外300ヵ所を超えるJi提携病院でのキャッシュレス治療!

①ジェイアイでは、安心して治療が受けられるように日本語の話せる医師、スタッフがいる病院を中心に海外300ヵ所超にJi提携病院を設置しております。
②弊社が直接病院へ治療費をお支払いいたしますのでキャッシュレスで治療を受けることができます。

渡航先で、万一、重症になった場合の緊急メディカルサービス!

もしもの時も!!

万一渡航先で重症となり、緊急手術が必要な場合や日本までの医療搬送が必要になるような場合も、病院の手配からご自宅への医療搬送まで対応いたしますので安心です。

ジェイアイなら携行品損害は、新価※でお支払い!

携行品損害の2011年度弊社事故発生件数は全体の34.9%を占めます。一般的な海外旅行(傷害)保険、カード保険では、時価額(減価償却)にてお支払いされる携行品損害もジェイアイなら新価でお支払いします。

(注) 1.修繕可能で修繕費が新価を下回る場合を除きます。
2.ご契約タイプに携行品損害がセットされている場合
※同等の物を新たに購入するのに必要な金額

上記は2013年1月現在におけるサービスの概要をご案内するものであり、今後サービスの内容、Jiデスク等の提供場所や提供方法等が変更となる場合があります。また、ご加入の保険内容・事故内容(保険対象であるか等)・状況・世界情勢等の理由により、一部または全部のサービスが提供できない場合がございます。詳細及び最新の内容につきましては、「海外安心サービスガイドブック」をご参照ください。

こんなとき、Jiの海外旅行保険

詳しくはP10～P15の「ご契約いただく海外旅行保険の概要」にてご確認ください。

まさかの死亡事故!

死亡(傷害・疾病)

旅行中に発生した事故や発病した疾病により死亡された場合

後遺障害が生じた!

傷害後遺障害

事故により身体に後遺障害が生じた場合
後遺障害の程度に応じ傷害後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。

入院した! 家族も現地に急行!

治療・救援費用

- ケガや病気で医師の治療・手術を受けられた場合
- 継続して3日以上入院した際にご家族の方に現地に来てもらう場合
- 妊娠初期の異常についても補償の対象となります。(注1、注2)

(注1)保険期間が期間延長も含め、31日までのご契約に限り適用されます。
(注2)日本国内の公的医療保険制度において療養の給付の支払対象となる症状に相当する妊娠に関する症状が対象となります。また妊娠満22週以後に発生したものを除きます。

水浸しにしてしまった!

個人賠償責任

ホテルの客室を水浸しにしてしまったり、誤ってお店の商品をこわしてしまった場合で法律上の損害賠償責任を負った場合

盗まれた!

携行品損害(身の回り品)

旅行カバンを盗まれたり、ビデオカメラを落として破損してしまった場合

※ご契約タイプによっては、補償のないタイプもありますのでご注意ください。
(注1)紛失または置き忘れによる損害については保険金をお支払いできません。
(注2)保険金のお支払いにあたっては、携行品1つ(1点・1組または1対)あたり10万円を限度とします。

荷物が届かない! 飛行機が飛ばない! 飛行機が遅延!

旅行中の事故による緊急費用(旅行事故緊急費用)

航空機に預けた手荷物が航空機の到着後6時間を経っても運搬されずに、当面必要な身の回り品等を購入した場合

(注)公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により、発生の照明がなされる偶然な事故が対象となります。

※ご契約タイプによっては、補償のないタイプもありますのでご注意ください。

こんなときの保険金はお支払いできません。

- 故意、犯罪行為、闘争行為等
- 紛失、置き忘れの携行品損害
- 妊娠・出産等、歯科疾病
- 他覚症状のないむちうち症・腰痛
- 現金・クレジットカード等、コンタクトレンズ、ウィンドサーフィン等の用具の携行品損害 …など

自動販売機画面に表示されるご契約タイプによっては、上記補償の一部がセット　されていないタイプもありますのでご注意ください。

ご契約タイプ一覧表

次のご契約タイプより、ご希望のタイプを お選びください。 保険期間(保険のご契約期間)は旅行出発日を含めて数えます。

保険期間(保険のご契約期間)		1日(日帰り)			2日(1泊2日)			3日(2泊3日)		
ご契約タイプ		V01	V02	V03	V04	V05	V06	V07	V08	V09
保険金額(ご契約金額)	傷害死亡	3,000万円	1,500万円	1,000万円	2,000万円	2,000万円	900万円	2,000万円	1,500万円	1,200万円
	傷害後遺障害	3,000万円	1,500万円	1,000万円	2,000万円	2,000万円	900万円	2,000万円	1,500万円	1,200万円
	疾病死亡	800万円	290万円	260万円	340万円	620万円	110万円	810万円	510万円	280万円
	治療・救援費用	2,000万円	1,000万円	1,000万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	2,500万円	1,500万円	2,000万円
	個人賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	30万円	10万円	20万円	30万円	20万円	15万円	40万円	20万円	15万円
	旅行事故緊急費用	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	―	5万円	―	5万円
合計保険料		3,000円	2,000円	2,000円	3,000円	3,000円	2,000円	4,000円	3,000円	3,000円

保険期間(保険のご契約期間)		4日(3泊4日)			5日(4泊5日)			6日(5泊6日)		
ご契約タイプ		V10	V11	V12	V13	V14	V15	V16	V17	V18
保険金額(ご契約金額)	傷害死亡	2,000万円	1,000万円	700万円	2,500万円	1,000万円	1,000万円	1,500万円	800万円	700万円
	傷害後遺障害	2,000万円	1,000万円	700万円	2,500万円	1,000万円	1,000万円	1,500万円	800万円	700万円
	疾病死亡	510万円	210万円	110万円	530万円	350万円	350万円	480万円	200万円	180万円
	治療・救援費用	2,000万円	1,000万円	1,500万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	2,000万円	1,000万円	1,500万円
	個人賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	20万円	15万円	10万円	30万円	15万円	30万円	20万円	15万円	10万円
	旅行事故緊急費用	5万円	―	5万円	5万円	5万円	―	5万円	―	5万円
合計保険料		4,000円	3,000円	3,000円	5,000円	4,000円	4,000円	5,000円	4,000円	4,000円

保険期間(保険のご契約期間)		7日(6泊7日)			8日(7泊8日)			9日(8泊9日)		
ご契約タイプ		V19	V20	V21	V22	V23	V24	V25	V26	V27
保険金額(ご契約金額)	傷害死亡	2,000万円	1,000万円	500万円	2,000万円	1,200万円	1,000万円	2,000万円	1,200万円	500万円
	傷害後遺障害	2,000万円	1,000万円	500万円	2,000万円	1,200万円	1,000万円	2,000万円	1,200万円	500万円
	疾病死亡	620万円	450万円	220万円	390万円	370万円	370万円	760万円	150万円	210万円
	治療・救援費用	2,000万円	1,500万円	1,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	2,500万円	1,500万円	1,000万円
	個人賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	30万円	15万円	10万円	40万円	30万円	10万円	30万円	20万円	10万円
	旅行事故緊急費用	5万円	5万円	―	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
合計保険料		6,000円	5,000円	4,000円	7,000円	6,000円	5,000円	7,000円	6,000円	5,000円

保険期間(保険のご契約期間)		10日(9泊10日)			11日(10泊11日)			12日(11泊12日)		
ご契約タイプ		V28	V29	V30	V31	V32	V33	V34	V35	V36
保険金額(ご契約金額)	傷害死亡	1,800万円	1,500万円	1,200万円	2,500万円	1,500万円	1,100万円	1,500万円	700万円	500万円
	傷害後遺障害	1,800万円	1,500万円	1,200万円	2,500万円	1,500万円	1,100万円	1,500万円	700万円	500万円
	疾病死亡	490万円	430万円	600万円	430万円	190万円	130万円	580万円	120万円	120万円
	治療・救援費用	3,000万円	2,500万円	2,000万円	2,500万円	1,500万円	1,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円
	個人賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	40万円	25万円	10万円	30万円	20万円	10万円	30万円	20万円	10万円
	旅行事故緊急費用	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
合計保険料		8,000円	7,000円	6,000円	8,000円	7,000円	6,000円	8,000円	7,000円	6,000円

ご契約タイプには、「救援に関する通訳雇入費用補償特約」「救援者費用等追加補償特約(保険金額:300万円)」「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」「携行品損害追加補償特約」がセットされております。「個人賠償責任」・「携行品損害」の自己負担額は0円です。
上記掲載の全契約タイプは、お支払い項目によってはご契約タイプに記載した保険金額とは異なる限度を有するものがあります。

携行品損害の対象となるのは、被保険者(旅行者)が所有(旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借りた物を含む)かつ携行する身の回り品になります。(例えば、お子様のみの契約で同行のご両親の携行品損害は補償されませんのでご注意ください。)
また、保険金の支払いにあたっては携行品1つ(1点・1組または1対)あたり10万円を限度とします。
ご契約の際はP10～P15の「ご契約いただく海外旅行保険の概要」にてご確認ください。

ご契約タイプ一覧表

次のご契約タイプより、ご希望のタイプを　お選びください。 保険期間（保険のご契約期間）は旅行出発日を含めて数えます。

保険期間（保険のご契約期間）		13日（12泊13日）			14日（13泊14日）			15日（14泊15日）		
ご契約タイプ		V37	V38	V39	V40	V41	V42	V43	V44	V45
保険金額（ご契約金額）	傷害死亡	1,800万円	1,500万円	700万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円
	傷害後遺障害	1,800万円	1,500万円	700万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円
	疾病死亡	440万円	440万円	160万円	300万円	200万円	280万円	460万円	260万円	280万円
	治療・救援費用	2,000万円	1,500万円	1,000万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円
	個人賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	35万円	20万円	15万円	30万円	20万円	10万円	35万円	25万円	15万円
	旅行事故緊急費用	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
合計保険料		9,000円	8,000円	7,000円	9,000円	8,000円	7,000円	10,000円	9,000円	8,000円

保険期間（保険のご契約期間）		17日（16泊17日）まで			19日（18泊19日）まで			21日（20泊21日）まで		
ご契約タイプ		V46	V47	V48	V49	V50	V51	V52	V53	V54
保険金額（ご契約金額）	傷害死亡	3,000万円	2,000万円	2,000万円	1,800万円	1,500万円	1,300万円	1,500万円	1,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害	3,000万円	2,000万円	2,000万円	1,800万円	1,500万円	1,300万円	1,500万円	1,000万円	1,000万円
	疾病死亡	130万円	250万円	350万円	620万円	520万円	450万円	440万円	290万円	360万円
	治療・救援費用	2,000万円	1,500万円	1,000万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円
	個人賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	20万円	15万円	20万円	15万円	10万円	15万円	20万円	15万円	20万円
	旅行事故緊急費用	5万円	5万円	―	5万円	5万円	―	5万円	5万円	―
合計保険料		10,000円	9,000円	9,000円	10,000円	9,000円	9,000円	11,000円	10,000円	10,000円

保険期間（保険のご契約期間）		23日（22泊23日）まで			25日（24泊25日）まで			27日（26泊27日）まで		
ご契約タイプ		V55	V56	V57	V58	V59	V60	V61	V62	V63
保険金額（ご契約金額）	傷害死亡	1,700万円	1,500万円	1,200万円	1,800万円	1,400万円	1,400万円	1,300万円	1,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害	1,700万円	1,500万円	1,200万円	1,800万円	1,400万円	1,400万円	1,300万円	1,000万円	1,000万円
	疾病死亡	380万円	400万円	400万円	380万円	280万円	370万円	220万円	110万円	160万円
	治療・救援費用	2,000万円	1,500万円	1,000万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円
	個人賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	15万円	10万円	15万円	20万円	15万円	20万円	20万円	15万円	20万円
	旅行事故緊急費用	5万円	5万円	―	5万円	5万円	―	5万円	5万円	―
合計保険料		11,000円	10,000円	10,000円	12,000円	11,000円	11,000円	12,000円	11,000円	11,000円

保険期間（保険のご契約期間）		29日（28泊29日）まで			31日（30泊31日）まで		
ご契約タイプ		V64	V65	V66	V67	V68	V69
保険金額（ご契約金額）	傷害死亡	1,800万円	1,500万円	1,200万円	1,700万円	1,400万円	1,300万円
	傷害後遺障害	1,800万円	1,500万円	1,200万円	1,700万円	1,400万円	1,300万円
	疾病死亡	120万円	500万円	500万円	370万円	370万円	550万円
	治療・救援費用	2,000万円	1,500万円	1,000万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円
	個人賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	15万円	10万円	15万円	20万円	15万円	20万円
	旅行事故緊急費用	5万円	5万円	―	5万円	5万円	―
合計保険料		12,000円	11,000円	11,000円	13,000円	12,000円	12,000円

ご契約タイプには、「救援に関する通訳雇入費用補償特約」「救援者費用等追加補償特約（保険金額:300万円）」「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」「携行品損害追加補償特約」がセットされております。「個人賠償責任」・「携行品損害」の自己負担額は0円です。
上記掲載の全契約タイプは、お支払い項目によってはご契約タイプに記載した保険金額とは異なる限度を有するものがあります。

携行品損害の対象となるのは、被保険者（旅行者）が所有（旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借りた物を含む）かつ携行する身の回り品になります。（例えば、お子様のみの契約で同行のご両親の携行品損害は補償されませんのでご注意ください。）
また、保険金の支払いにあたっては携行品1つ（1点・1組または1対）あたり10万円を限度とします。
ご契約の際はP10～P15の「ご契約いただく海外旅行保険の概要」にてご確認ください。

ご契約いただく海外旅行保険の概要

ご契約タイプによってはセットされていない補償項目がありますのでご注意ください。

ご契約に際しては、重要事項説明書、個人情報の取扱説明書、ご契約内容確認事項を必ずご覧ください。　●被保険者とは保険の対象となる方をいいます。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	責任期間*中の事故によるケガ*が原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人（指定のない場合は、被保険者の法定相続人）にお支払いします。 注 同一のケガにより、傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、傷害死亡保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。	＜「傷害死亡」「傷害後遺障害」共通＞ 1. 次の①～⑨のいずれかによって生じたケガ ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんかや自殺・犯罪行為 ③被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒酔運転、麻薬などを使用しての運転 ④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産、流産 ⑥外科的手術（事故による傷害の治療を除きます。） ⑦戦争、革命などの事変 ⑧核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑨自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転 2. 原因がいかなるときでも、むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないもの　など
傷害後遺障害	責任期間*中の事故によるケガ*が原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。ただし、傷害後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	（同上）
疾病死亡	次のいずれかに該当した場合は、疾病死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人（指定のない場合は、被保険者の法定相続人）にお支払いします。 ①責任期間*中に病気により死亡された場合 ②「責任期間*中に発病した病気」または「責任期間*終了後72時間以内に発病した病気（その原因が責任期間*中に発生したものに限ります。）」により、責任期間*終了後その日を含めて30日以内に死亡された場合（ただし、責任期間*終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていたものに限ります。） ③責任期間*中に感染した特定の感染症*により責任期間*終了後その日を含めて30日以内に死亡された場合		上記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1.の①、②、⑦、⑧により発病した病気に加え、 ・被保険者が被ったケガによる病気 ・妊娠、出産、早産、流産による病気 ・歯科疾病 など
治療・救援費用 救援に関する通訳雇入費用補償特約セット 妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット 救援者費用等追加補償特約セット	＜傷害治療費用＞ 責任期間*中の事故によるケガ*が原因で医師の治療を受けられた場合（義手、義足の修理を含みます。） ＜疾病治療費用＞ ①「責任期間*中に発病した病気」または「責任期間*終了後72時間以内に発病した病気（その原因が責任期間*中に発生したものに限ります。）」により、責任期間*終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始された場合 ②責任期間*中に感染した特定の感染症*により責任期間*終了後その日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始された場合	お支払いする保険金は1回のケガ、病気、事故などにつき、治療・救援費用保険金額を限度とします。 ＜傷害・疾病治療費用＞ 被保険者が支出した費用で、社会通念上妥当な次の金額をお支払いします（ケガの場合は事故の発生の日、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。）。 ①診療費・入院費関係（入院による治療を要するにもかかわらず病院が利用できない場合や医師の治療を受け医師の指示により宿泊施設で静養した場合の宿泊施設客室料、病院への緊急移送費等の費用を含みます。）、入院・通院のための交通費および治療のために必要な通訳雇入費。 ②保険金請求のために必要な医師の診断書の費用。 ③法令に基づき、公的機関より病原体に汚染された場所の消毒を命じられた場合の消毒費用。 ④入院により必要となった被保険者の通信費および身の回り品購入費（身の回り品購入費は5万円、通信費と合算で20万円を1回のケガ、病気の限度とします。） ⑤医師の治療を受けたのち、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための被保険者の交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額がある場合は、その額を控除します。） 注1 日本国内で治療を受け、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払うことが必要とされない部分はお支払いできません。 注2 カイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療のために支出した費用についてはお支払いできません。	＜傷害治療費用＞ 上記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1.の①～⑨および2.に該当する場合に同じ ＜疾病治療費用＞ 上記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1.の①、②、⑦、⑧により発病した病気および2.に該当する場合に加え、 ・妊娠、出産、早産、流産による病気（保険期間が31日までの契約（保険期間が延長された場合は31日目まで）に限り、妊娠初期の異常（妊娠満22週以後の発生は除く）により医師の治療を開始した場合については保険金をお支払いします。） ・歯科疾病 注 旅行出発前に発病した病気による疾病治療費用のお支払いはできません。ただし、疾病に関する応急治療・救援費用で保険金をお支払いできる場合があります。

ご契約いただく海外旅行保険の概要

ご契約タイプによってはセットされていない補償項目がありますのでご注意ください。

ご契約に際しては、重要事項説明書、個人情報の取扱説明書、ご契約内容確認事項を必ずご覧ください。 **●被保険者とは保険の対象となる方をいいます。**

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
治療・救援費用 救援に関する通訳雇入費用補償特約セット 妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット 救援者費用等追加補償特約セット	＜救援費用＞ 被保険者が次の①～⑥までのいずれかに該当した場合 ①責任期間*中の事故によるケガ*または自殺行為がもとで、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、または3日以上続けて入院された場合 ②責任期間*中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡された場合 ③責任期間*中に発病した病気により、責任期間*終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合、または3日以上続けて入院された場合（責任期間*中に医師の治療を開始した場合に限ります。） ④責任期間*中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難した場合または山岳登はん中に遭難した場合 ⑤責任期間*中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等公的機関により確認された場合 注 被保険者の生死の判明後または緊急な捜索・救助活動の終了後に現地に赴く救援者にかかる費用は対象外です。 ⑥責任期間*中に誘拐された、または行方不明になったことを警察等公的機関に届出された場合	＜救援費用＞ 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した費用で社会通念上妥当な次の費用をお支払いします。（「保険金をお支払いする場合」の⑥は300万円上限） ①捜索救助費用 ②救援者の現地までの航空機等の往復運賃（救援者3名分まで） ③救援者の現地および現地までの行程における宿泊施設客室料（救援者3名分かつ1名につき14日分まで） ④治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用（払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害・疾病治療費用部分で支払われるべき金額は控除します。） ⑤遺体の処理費用（100万円まで）、遺体輸送費用 ⑥救援者の渡航手続費、救援者または被保険者の現地交通費・通信費、入院または救援に必要な身の回り品購入費、救援に必要な通訳雇入費（合計20万円まで、傷害・疾病治療費用の④で支払われる費用は除きます。）	＜救援費用＞ 前記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1.の①(※1)、②(※1)、③(※2)、⑦、⑧により生じた事故および2.に該当する場合に加え、以下の事由により左記保険金をお支払いする場合③の入院をされた場合 ・妊娠、出産、早産、流産による病気（保険期間が31日までの契約（保険期間が延長された場合は31日目まで）に限り、妊娠初期の異常（妊娠満22週以後の発生は除く）により医師の治療を開始した場合については保険金をお支払いします。） ・歯科疾病 (※1) 自殺行為によりその行為の日からその日を含め180日以内に死亡された場合は救援費用部分の保険金をお支払いします。 (※2) 被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒酔運転により事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合は救援費用部分の保険金をお支払いします。 注 旅行出発前に発病した病気により入院した場合は、救援費用のお支払いはできません。ただし、疾病に関する応急治療・救援費用で保険金をお支払いできる場合があります。 など
個人賠償責任	責任期間*中に偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 注 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。 (※) 次の損害に対しては右記保険金をお支払いできない主な場合の「被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊もしくは紛失に対する損害賠償責任」の記載に関わらず保険金をお支払いいたします。 ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）に与えた損害 ・居住施設内の部屋、部屋内の動産（戸室全体を賃借している場合を除きます。）に与えた損害 ・賃貸業者より保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品、生活用品に与えた損害	1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いすることがあります。 注 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。	前記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1.の⑦、⑧により生じた損害に加え、 ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ・被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊もしくは紛失に対する損害賠償責任(※) ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ・被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任 ・自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ・罰金、違約金、懲罰的賠償金 など

ご契約いただく海外旅行保険の概要

ご契約タイプによってはセットされていない補償項目がありますのでご注意ください。

ご契約に際しては、重要事項説明書、個人情報の取扱説明書、ご契約内容確認事項を必ずご覧ください。 ●被保険者とは保険の対象となる方をいいます。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損害 ［携行品損害追加補償特約セット］	責任期間*中に携行品(※)（カメラ、カバン、衣類、航空券、旅券、運転免許証など）が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合 (※)被保険者が所有（旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借り入れた物を含みます。）かつ携行する身の回り品をいいますが、次の物は対象となりません。 ・現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登はん等危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具、ウィンドサーフィン・サーフィン等のスポーツの用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器、データ、ソフトウェア・プログラム等の無体物など ・被保険者が携行していない物（被保険者の居住施設内にある物や別送中の物等）	携行品１つ（１点・１組または１対）あたり10万円（乗車券・航空券等の場合は合計5万円）を限度として損害額をお支払いします。ただし、携行品損害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。 注1 損害額とは再調達価額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額）または修繕費のいずれか低い方をいいます（修繕が可能な場合には再調達価額を限度として修繕費をお支払いします。）。 注2 旅券については、旅券の取得または渡航書の取得に要した被保険者の交通費、発給手数料、電信料、発給地における被保険者の宿泊施設客室料、発給用の写真代、発給のために必要な通訳雇入費を損害額とします（1事故につき合計10万円まで）。 注3 運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。	前記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1.の①、③、⑦、⑧により生じた損害に加え、以下により生じた損害 ・差押え、没収、破壊等の公権力の行使（火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊は対象となります。） ・携行品の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥 ・すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ・偶然・外来の事故に直接起因しない電気的事故・機械的事故（故障等） ・保険の対象である液体の流失 ・置き忘れ、紛失 など なお、被保険者が有償で借りた携行品の損害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、賃貸業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じ賃貸業者から損害賠償請求された場合は、前記個人賠償責任で保険金をお支払いできる場合があります。
旅行事故緊急費用	責任期間*中に生じた予期せぬ偶然な事故(※1)がもとで、被保険者が責任期間*中に負担を余儀なくされた費用(※2)をお支払いします(※3)。 (※1)公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社（ツアーオペレーターを含みます。）により、その発生が証明されるものに限ります。 (※2)①交通費、②宿泊施設の客室料、③食事代、④国際電話料等通信費、⑤渡航手続費、⑥渡航先で受ける予定であった旅行サービスの取消料、⑦身の回り品購入費をい い、社会通念上妥当な金額とします（他の特約で保険金支払の対象となる額、払い戻しを受けた額、負担することを予定していた金額を控除します。）。ただし、③食事代については次のa.またはb.のいずれかに該当した場合に、⑦身の回り品購入費については次のc.に該当した場合に限りお支払いします。 a.被保険者が搭乗予定の航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できない場合 b.被保険者が搭乗した航空機の遅延（搭乗予定航空機の出発遅延、欠航、運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能を含みます。）または着陸地変更により乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合 c.被保険者が乗客として搭乗する航空機の到着後6時間以内に、航空会社に運搬を寄託した手荷物が、目的地に運搬されなかった場合で、航空機がその目的地に到着してから96時間以内に費用を負担した場合 (※3)前記（※２）の①から⑥の合計で5万円が保険期間中の限度となります（ただし、③食事代については5千円が保険期間中の限度となります。）。また、⑦身の回り品購入費については、①～⑥とは別に、10万円が保険期間中の限度となります。		前記「傷害死亡」の保険金をお支払いできない主な場合1.の②、③、⑦～⑨により生じた費用および 2.に該当する場合に加え、以下によって生じた費用 ・保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ・地震・噴火、これらによる津波 ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらに起因する病気の発病 ・歯科疾病 ・被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関のうち、運行時刻が定められていないものの遅延または欠航・運休 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハンググライダー等危険なスポーツを行っている間 など

＊印の用語のご説明

- ●「責任期間」とは、保険期間中でかつ旅行行程中（海外旅行の目的をもって、空港カウンターで契約されてから住居に帰着するまで）をいいます。
- ●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
- ●「特定の感染症」とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群（ＳＡＲＳ）、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫（がっこうちゅう）、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。

重要事項説明書（海外旅行保険）
ジェイアイ傷害火災保険株式会社

この書面には海外旅行保険をご契約いただくお客様に、ご契約前にご確認いただきたい重要な情報が記載されています。必ず最後までお読みください。

海外旅行保険お引受条件について

被保険者（保険の対象となる方：お申込みになる方本人、もしくはお申込みになる方本人のお子様（20歳未満）をいいます。）が以下に該当される場合、海外旅行保険にお申込みいただけない場合やご契約の保険金額を制限させていただく場合があります。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

1．お申込みいただけない主な場合

(1) すでに日本国外に滞在されている方および帰国の予定がない方
(2) 外国の永住権を持つなど永住を目的に日本国外に居住される場合および海外の現地企業に就職される場合
(3) 治療を目的とした旅行をする場合
(4) 旅行期間が31日を超えることがあらかじめ分かっている場合
(5) 他の傷害保険契約等（詳細はリーフレットにてご確認ください）との合計で死亡保険金額が5,000万円（旅行者（被保険者）の年齢が20歳未満の場合は1,000万円）を超える場合
(6) 過去3年間に同種の保険契約等（詳細はリーフレットにてご確認ください。）の保険金を5万円以上請求または受領している場合
(7) 旅行の目的が観光、商用または短期留学以外の場合
(8) 海外旅行中に以下の危険な職業・職務や運動等を行う場合

危険な職業・職務	オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含む。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含む。）、格闘家（プロボクサー、プロレスラー、力士等）、ローラーゲーム選手（レフリーを含む。）、その他これらに準ずる危険な職業・職務または危険を有する者
危険な運動等	・ピッケル、アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、ハンググライダー搭乗、スカイダイビング、その他これらに準ずる危険な運動 ・自動車、オートバイ、モーターボート、ゴーカート、スノーモービル等による競技、競争、興行、試運転

2．ご契約の保険金額を制限させていただく主な場合

○保険始期日（旅行開始日）時点で被保険者が20歳未満の場合
⇒ 他の傷害保険契約（詳細はリーフレットにてご確認ください。）等との合計で死亡保険金額1,000万円がお引受けの上限となります。
他に海外旅行保険を契約している場合や普通傷害保険契約がある場合など、同一危険を補償する他の傷害保険契約等（詳細はリーフレットにてご確認ください。）をお持ちの方は、両方の保険金額を合計してご勘案ください。
○病気の告知がある場合は、リーフレットに掲載されていない別のタイプ（疾病死亡補償がセットされていない）でのご契約になります。

3．保険期間の延長について

○弊社は、保険期間（保険のご契約期間をいい、海外旅行のために空港自動販売機で契約されてから住居に帰るまでのご旅行期間とあわせてご契約ください。）の延長のお申込みについて、過去に保険金等のご請求がない場合等において、弊社が承認する延長期間・補償内容にて保険期間の延長をお引受けすることがあります。保険期間は延長期間を含め最長でも通算して31日までとなります。
(1) 保険期間終了前に、お客様の留守宅、勤務先等に直接連絡していただき、必ずご契約の弊社代理店または弊社にて手続をお願いいたします（海外のJiデスクでは手続きを行うことはできません。）。
(2) 保険期間終了前に延長のための保険料をお支払いいただかなければ期間延長はできませんので日数に余裕をもってお手続きください。

契約概要のご説明

○この書面は海外旅行保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認の上、お申込みくださいますようお願いします。
○本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくはご契約のしおり（普通保険約款および特約）をご参照ください。また、ご不明な点については、ご遠慮なく弊社代理店または弊社までお問い合わせください。
○保険契約者以外に被保険者がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載した事柄をお伝えください。

1．商品の仕組みおよびお引受条件等

(1) 商品の仕組み
この保険は海外旅行中に被保険者がケガをされたときや病気になったとき等に保険金をお支払いするものです。
(2) 補償内容
①主な支払事由（保険金をお支払いする主な場合）
お支払いする主な保険金は次のとおりです。詳細はリーフレットの「ご契約いただく海外旅行保険の概要」または、ご契約のしおり等でご確認ください。なお、ご契約タイプによってはセットされていない補償項目がありますのでご注意ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
傷害死亡保険金	責任期間*中の事故によるケガ*が原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。 注 同一のケガ*により、傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、傷害死亡保険金額からすでにお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。
傷害後遺障害保険金	責任期間*中の事故によるケガ*が原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、その程度に応じて傷害後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。傷害後遺障害保険金額が保険期間中のお支払い限度となります。
治療・救援費用保険金 救援に関する通訳雇入費用補償特約セット 妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット 救援者費用等追加補償特約セット	お支払いする保険金は1回のケガ*、病気、事故などにつき、治療・救援費用保険金額を限度とします。 治療費用 被保険者が次の①から③のいずれかに該当したことにより、実際に支出した治療費用等で社会通念上妥当な金額をお支払いします。ただし、ケガ*の場合は事故の発生の日、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。 ①責任期間*中の事故によるケガ*がもとで、医師の治療を受けられた場合 ②責任期間*開始後に発病した病気がもとで、責任期間*終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合（ただし、責任期間*終了後に発病した病気については、原因が責任期間*中に発生したものに限ります。） ③責任期間*中に感染した特定の感染症がもとで、責任期間*終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
治療・救援費用保険金 救援に関する通訳雇入費用補償特約セット 妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット 救援者費用等追加補償特約セット	救援費用 被保険者が次の①から⑥のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族の方が実際に支出した救援費用等で社会通念上妥当な費用をお支払いします。 ①責任期間*中の事故によるケガ*または自殺行為がもとで、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、または3日以上続けて入院された場合 ②責任期間*中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡された場合 ③責任期間*中に発病した病気により、責任期間*終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合、または３日以上続けて入院された場合（責任期間*中に医師の治療を開始した場合に限ります。） ④責任期間*中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難した場合または山岳登はん中に遭難した場合 ⑤責任期間*中に被った事故により生死が確認できない場合（被保険者の無事が確認できた後に発生した費用は対象になりません。）または緊急捜索・救助活動が必要な状態になったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑥責任期間*中に誘拐されたまたは行方不明になったことを警察等公的機関に届出された場合
疾病死亡保険金	次の①から③のいずれかに該当した場合に疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。 ①責任期間*中に病気により死亡された場合 ②責任期間*開始後に発病した病気がもとで責任期間*終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、責任期間*終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合（ただし、責任期間*終了後に発病した病気については、原因が責任期間*中に発生したものに限ります。） ③責任期間*中に感染した特定の感染症によって責任期間*終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合
賠償責任保険金	責任期間*中にあやまって他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 注 損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ弊社にご相談ください。
携行品損害保険金 携行品損害追加補償特約セット	責任期間*中に、被保険者所有（被保険者が旅行開始前に賃貸業者以外の他人から無償で借り入れた物を含みます。）の携行品（カメラ、カバン、衣類等）が盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合に、携行品1つ（1点、1組または1対）あたり10万円（乗車券等は合計5万円）を限度とし、損害額をお支払いします。携行品損害保険金額が保険期間中のお支払い限度となります。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
旅行事故緊急費用保険金	責任期間*中に生じた予期せぬ偶然な事故（注1）がもとで、被保険者が責任期間*中に負担を余儀なくされた費用（注2）をお支払いします。（注3） 注1 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社（ツアーオペレーターを含みます。）により、事故の発生が証明されるものに限ります。 注2 ①交通費 ②ホテル等客室料 ③食事代 ④国際電話料等通信費 ⑤渡航手続費 ⑥渡航先での旅行サービスの取消料 ⑦身の回り品購入費をいい、社会通念上妥当な金額とします。ただし、③食事代については次のa.またはb.のいずれかに該当した場合に、⑦身の回り品購入費については次のc.に該当した場合に限りお支払いします。 a.被保険者が搭乗予定の航空機の6時間以上の出発遅延・欠航・運休・搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できない場合 b.被保険者が搭乗した航空機の遅延等または着陸地変更により、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合 c.被保険者が乗客として搭乗する航空機の到着後6時間以内に、航空会社に運搬を寄託した手荷物が、目的地に運搬されなかった場合で、航空機到着後96時間以内に費用を負担した場合 注3 上記注2の①～⑥の合計で5万円が保険期間中の限度となります。（ただし、③の食事代については5千円が保険期間中の限度となります。）また、⑦身の回り品購入費については、別途、10万円が保険期間中の限度となります。

＊「責任期間」とは、保険期間中でかつ旅行行程中（海外旅行のために空港自動販売機で契約されてから住居に帰着するまで）をいいます。
＊「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。

急激	「事故が突発的で、ケガの発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
偶然	「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
外来	「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する病気要因の作用でないこと」を意味します。

②保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、以下に掲げるケガ・病気・損害等に対しては保険金をお支払いいたしません。詳しくは普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご参照ください。

- 旅行出発前に発病した病気の治療
- カイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療
- 妊娠、出産、早産、流産およびこれらにもとづく病気（ただし、治療・救援費用では保険期間が31日までの契約（保険期間が延長された場合は31日目まで。）に限り、妊娠初期の異常（妊娠満22週以後に発生したものは、対象となりません。）により医師の治療を開始した場合については保険金をお支払いします。）
- 酒気帯び運転・麻薬などにより正常な運転ができない状態での運転中に生じた事故
- 職務遂行に関する、または航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任
- サーフィン・ウィンドサーフィン等の用具、現金・小切手・クレジットカードやコンタクトレンズの携行品損害
- 置き忘れ・紛失の携行品損害

など

③特約およびその概要

セットされている特約は①主な支払事由（保険金をお支払いする主な場合）に記載しております。詳しくはご契約のしおり等でご確認ください。

④保険期間（保険のご契約期間）

保険期間は海外旅行のために空港自動販売機で契約されてから住居に帰着するまでの「旅行期間」にあわせて設定してください（保険期間内であっても住居に帰着された時点で保険は終了します。）。なお、ご旅行開始後のお申込みおよび「旅行期間」のうち一部分のみご契約いただくことはできませんのでご注意ください。

⑤引受条件（ご契約いただく保険金額等）

<u>『海外旅行保険お引受条件について』も参照ください。</u>

ご契約タイプをお選びいただく際には、必要な補償額に見合ったタイプをお選びください。この保険と同種の補償内容を有する別の保険契約等を既にお持ちの方は、それらの保険金額を合計してご勘案ください（年齢、健康状態、お仕事内容、他の傷害保険契約等の保険金額との合計額、その他の事由からご希望のタイプのお引受けができない場合もございますので、あらかじめご了承ください。）。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客様のご契約金額については、お申込内容確認画面にてご確認ください。

2. 保険料

保険料は、ご契約金額・保険期間等により決定されます。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、お申込内容確認画面にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法

保険料は、ご契約およびご契約内容の変更と同時に全額をお支払いください。現金（紙幣のみ）またはクレジットカードでのお支払いとなります。（機種により現金がお取扱いできない場合があります。）

4. 満期返戻金・契約者配当金

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

5. 解約返戻金の有無

ご契約を解約される場合は、弊社代理店または弊社までご連絡ください。解約に際してはご契約内容、解約時の条件により未経過期間（保険期間のうち、まだ経過していない期間）に相当する保険料を解約返戻金としてお支払いします（日割により計算した保険料を返戻するものではありませんのでご注意ください。）。

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは、『注意喚起情報のご説明』に記載のご連絡先をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

○この書面は海外旅行保険のご契約に際して、保険契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を記載したものです。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いします。

○本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくはご契約のしおり（普通保険約款および特約）をご参照ください。また、ご不明な点については、ご遠慮なく弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

○保険契約者以外に被保険者がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載した事柄をお伝えください。

1. クーリング・オフ

本書面と空港自動販売機でご案内するプランは、保険金額が31日以内のご契約専用であるため、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリング・オフ）を行うことはできません（クーリング・オフは保険期間が1年を超える個人のお客様のご契約を対象としています。）。

2. 告知義務・通知義務等

（1）契約締結時における注意事項（告知義務等）

①<u>契約時において、弊社が告知を求めたもの（告知事項：お申込内容確認画面に★または☆印が付いている項目）について、事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。告知した内容が事実と違っている場合や事実を記載しなかった場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。</u>

②死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

③旅行先で危険な職業・職務または危険な運動をされる場合はお引受けできません。

※危険な職業・職務または危険な運動につきましては、『海外旅行保険お引受条件について』に記載しておりますのでご確認ください。

④被保険者の告知事項、その他各項目の入力内容によっては、お引受けのできない場合やご希望どおりの内容でお引受けできない場合があります。詳しくは、『海外旅行保険お引受条件について』に記載しておりますのでご確認ください。

（2）契約締結後における留意事項（通知義務等）

①ご契約後において、告知した★の内容に変更が生じた場合（職業・職務を変更された場合や被保険者が新たに職業に就かれた場合）には、遅滞なく弊社代理店または弊社にご通知ください。遅滞なくご通知いただけない場合は、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

②ご契約締結後に被保険者が、以下のようなお引受けできない職業・職務に変更または就かれた場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。この場合は保険金をお支払いできません。

お引受けできない職業・職務	オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含む。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含む。）、格闘家（プロボクサー、プロレスラー、力士等）、ローラーゲーム選手（レフリーを含む。）、その他これらに準ずる危険な職業・職務または危険を有する者

③上記のほか、保険契約者の住所を変更される場合も、弊社代理店または弊社にご通知ください。ご通知いただかないと重要なお知らせができないことになります。

3. 責任開始期

(1) 保険責任は、保険期間の初日の午前0時以降で、海外旅行のために空港自動販売機で契約をされてから開始します。
(2) 保険期間が始まった後であっても、弊社代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故によるケガ・病気・損害に対しては保険金をお支払いできません。

4. 保険金をお支払いできない主な場合等（『契約概要のご説明』1.(2)②「保険金をお支払いできない主な場合」とあわせてご覧ください。）

傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、治療・救援費用保険金、疾病死亡保険金では、以下に掲げるケガ、病気、損害等に対しては保険金をお支払いいたしません。詳しくは普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご参照ください。

- ・保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失
- ・被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為
- ・戦争、外国の武力行使、放射能汚染
- ・むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないケガ　など

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、ご契約およびご契約内容の変更と同時に全額をお支払いください。保険期間が始まった後であっても、弊社代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故によるケガ・病気・損害に対しては保険金をお支払いできません。

6. 解約返戻金の有無

『契約概要のご説明』5.「解約返戻金の有無」を参照ください。

7. 重大事由による解除について

次の事実があるときは、保険金がお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがあります。
(1) 保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとした場合
(2) 詐欺を行い、または行おうとした場合
(3) 複数の保険契約に加入することで保険金額の合計が著しく高額となる場合　など

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金等の支払いが一定期間凍結されたり、保険金額が削減されることがあります。
なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

9. 万一、事故が発生した場合のご注意

(1) 事故の発生
この保険の対象となる事故が発生したときは、事故発生の日からその日を含めて30日以内にご契約の弊社代理店または弊社までご連絡ください。正当な理由がなくご連絡のない場合は、保険金を一部お支払いできない場合がありますのでご注意ください。また、賠償事故が発生した場合で、被害者との間で賠償額を決定（示談）される場合には、必ず事前にご連絡ください。正当な理由がなくご通知のない場合には保険金を一部お支払いできないことがあります。
(2) 保険金の支払請求時に必要となる書類
被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の支払請求を行うときには、所定の保険金請求書に加えて、弊社が提出をお願いする以下の書類をご提出いただく必要があります。

本人確認書類	印鑑証明書、戸籍謄本、住民票、委任状、法定相続人の戸籍謄本など
事故の発生を確認できる書類	公的機関（所管の警察署等）の事故証明書、またはこれに代わるべき書類など
他の保険契約等の内容および内容を証する書類	他の保険契約等の申込書または証券の写しなど
ケガや疾病に関する書類	死亡診断書、死体検案書、後遺障害もしくは傷害または疾病の程度や、原因、治療を開始した時期などを証明する医師の診断書、実際に支出した費用の領収書（治療費、薬剤費、交通費、通訳雇入費など）など
賠償事故に関する書類	事故の相手方との約束を記した示談書や念書、損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類、損害賠償金を算出するために必要な書類など
携行品事故に関する書類	損害の程度を証明する書類（修理不能証明書、修理見積書など）、領収書等の被害が生じた物の価額を確認できる書類など
支出した費用を確認できる書類	費用請求書、実際に支出した費用の領収書（救援費用、交通費、ホテル等客室料、食事代、国際電話料等通信費、渡航手続費、渡航先での旅行サービスの取消料、身の回り品購入費など）など
その他の書類	調査・照会に必要な同意書、保険金支払額承諾書など

※事故の内容または損害の額などにより、これら以外の書類もしくは確認資料の提出または弊社が行う調査へのご協力をお願いすることがあります。
※ケガ、病気、賠償事故、携行品事故以外の事故に関する保険金請求書類は、上記内容と異なる場合があります。普通保険約款・特約をご参照いただくか、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

(3) 保険金のお支払時期
弊社は、「(2) 保険金の支払請求時に必要となる書類」に記載の書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするための必要な確認を終えて保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、弊社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。
(4) 保険金請求権の時効
保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳しくは、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。
(5) 代理請求人制度について（傷害治療費用や疾病治療費用等、被保険者本人がご請求される保険金のご請求について）
被保険者が、保険金のお支払対象となる傷害や疾病を被り、保険金をご請求される前に意思表示ができなくなってしまった等、特別な事情がある場合は、代理人による保険金のご請求が可能です。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。
(6) 損害賠償保険金のお支払いにあたって（先取特権）
被保険者から損害賠償金を受け取るべき方（賠償事故の被害者等）は、他の債権者に優先して保険金の支払を受ける権利（先取特権）があります。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

10. その他

(1) ご契約時にご注意いただきたいこと

『海外旅行保険お引受条件について』も参照ください。

①帰国便到着時刻が夜のためやむを得ず空港近くのホテルに宿泊し翌日自宅に戻る場合（後泊）は、保険期間に含めてご契約ください。内容によっては、保険期間に含められない場合もありますので、詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。なお、ご旅行開始後のお申込みおよび「旅行期間」のうち一部分のみご契約いただくことはできませんのでご注意ください。

②契約内容登録制度について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結ならびに事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。なお、確認内容は上記目的以外には用いません。

③共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事会社が他の引受保険会社の業務の代理・事務の代行を行います。引受保険会社は、各々の保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

(2) ご契約後にご注意いただきたいこと

①保険期間の延長について

『海外旅行保険お引受条件について』に記載しておりますのでご確認ください。

②被保険者による保険契約の解約請求について

保険契約者と被保険者が異なるご契約では、被保険者が保険契約者を通じて保険契約の解除請求を行うことができる場合があります。詳しくは、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

＜ご契約内容確認事項（意向確認事項）＞

本確認事項は万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご入力いただいていることを確認させていただくためのものです。お客様のご希望に沿う保険商品を提案させていただいておりますが、最終的にお客様のご希望を満たした内容であること、お申込みをする上で特に重要な事項が正しい内容になっていることを、再度ご確認・ご了解の上お申込みください。

(1) この保険は、お客様のご希望に沿って、ご旅行期間中のケガや病気による死亡・後遺障害や治療への備えとして提案させていただくものです。ご契約金額、保険料等お客様のご希望にお応えできない部分がございましたら、弊社代理店または弊社までお申し出ください。

(2) 次の項目について、お客様のご希望どおりとなっていることをご確認ください。
　①補償の内容（保険金をお支払いする場合、保険金が支払われない主な場合など）、特約の内容
　②被保険者の範囲（個人型）
　③保険金額（ご契約金額）
　④保険期間（保険のご契約期間、ご旅行期間にあわせてご設定ください。）
　⑤保険料、払込方法、契約者配当制度がないこと

(3) 自動販売機に入力された年齢、性別、職業・職務内容、病気、他の傷害保険契約等の有無および保険金請求歴等の内容について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。

(4) 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容をご確認ください。

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは、裏面のご連絡先をご参照ください。

＜個人情報の取扱説明書＞

個人情報の取扱いについて

当社では、お客様の個人情報保護の重要性を十分に認識し、誠実に事業運営をするために、お預かりしている個人情報の取扱いに関する方針を定め、以下の通り、個人情報を適正に取り扱います。

1. 個人情報の取得・利用目的について

当社では、次の目的に必要な個人情報を適法で公正な手段により取得し、次の目的を達成するための業務上必要な範囲内で利用します。

(1) 損害保険契約の申込みに係る引受の審査、引受、履行および管理
(2) 適正な保険金の支払い
(3) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
(4) 損害保険商品等当社が取扱う金融商品の案内、募集および販売ならびに契約の締結、代理、媒介、取次ぎおよび管理
(5) 当社が取扱うその他の商品・サービスの案内、提供および管理
(6) 上記（4）、(5) に付帯、関連するサービスの案内、提供および管理

2. 収集する情報の種類について

もっとも一般的なものは、ご本人の氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、生年月日、性別です。その他に、申込書等でお尋ねした情報（職業、健康状態等）があります。

3. 個人情報の第三者への提供について

当社では、次の場合を除いて、個人情報を外部に提供することはありません。

(1) 同意されている場合
(2) 法令に基づく場合
(3) 利用目的の達成に必要な範囲内において当社代理店を含む業務委託先等に提供する場合
(4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求等に必要な場合（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）
(5) 保険業界において設置運営する契約内容登録制度に保険契約内容を登録し、または同制度に基づく照会に対して回答する場合、その他不正または不当な保険契約の申込みおよび保険金請求を防止するために必要な場合 詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（www.sonpo.or.jp/）をご参照ください。
(6) ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合

4. 当社の個人情報の取扱いに関する詳細等

当社の個人情報の取扱いに関する詳細等につきましては下記当社ホームページをご参照いただくか、当社までお問い合わせください。

＜ホームページアドレス：www.jihoken.co.jp/＞

お申込人と被保険者とが異なる場合は、お申込人から上記個人情報の取扱いに関するご案内の内容を被保険者（複数の場合には全員）にご説明いただきますようお願い申し上げます。

ジェイアイ傷害火災保険株式会社
保険の内容に関する苦情・お問い合わせ・ご相談窓口

0120-877030（フリーダイヤル）

一部お繋ぎできないIP電話等からは03-3237-2921をご利用ください。
受付時間：平日の午前9時〜午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く。）

事故受付サービス

0120-395470（フリーダイヤル）

受付時間：24時間

事故が発生した場合は遅滞なく最寄のJiデスク、ご契約の弊社代理店または上記にご連絡ください。

指定紛争解決機関
弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）
0570−022808（ナビダイヤル※1）
※1 お客様の発信地域により自動的に最寄の拠点センターに着信されます。
一部お繋ぎできないPHS、IP電話等からは
03−4332−5241 ※2をご利用ください。
※2 地域を問わずそんぽADRセンター東京に着信されます。
受付時間:平日の午前9時15分〜午後5時
（土・日・祝日・12月30日〜1月4日を除く。）
（いずれの番号も所定の通話料がかかります。）
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/）

お申込みにあたって

このリーフレットは海外旅行保険の概要をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』もよくお読みください。また、詳しくは自動販売機に備付けしております『海外旅行保険』のしおり（海外旅行保険普通保険約款・特約）にてご確認ください。ご不明な点等がある場合には、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。
ご契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、このリーフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申上げます。
弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務をおこなっております。したがいまして弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

取扱代理店

引受保険会社

5944233（J12A371）　5M（栄）　201301（ver.2.07, 2.05）